

I 里親制度について

(1) 社会的養護とは

「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境を与えられる。」とは児童憲章の言葉です。また、児童福祉法第 2 条は「国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定しています。

いうまでもなく、子どもは、親の温かい愛情のもとで家庭生活を経験しつつ育っていくことが最も望ましいのですが、親のいない子どもたちや、たとえ親がいても色々な事情で、ともに暮らしていくことができない子どもたちが大勢います。こうした家庭に恵まれない子どもたちには、家庭にかわる養育環境が用意されなければなりません。こうした社会が用意した養育環境の体系を社会的養護とっています。

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」理念として、行われています。

家庭的養護は、原則として、夫婦など継続的関係を保つ個別的養護を前提としています。家庭的養護の代表的なものは里親制度です。

平成 21 年度からは、5～6 人の子どもを家庭的な環境で養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が第 2 種社会福祉事業として法定化されています。

(2) 里親制度の目的と意義

この制度は、児童福祉法に基づく子どもの福祉のための制度です。里親制度の運営については、法に基づいて定められた厚生労働省政省令及び「里親が行う養育に関する最低基準」のほか、「里親制度運営要綱」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親ガイドライン」等により、それぞれ運営し、関与するなどが基本となっています。

これによると、里親制度の意義は「家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。」とされています。つまり、里親制度は子どもの福

社のための制度であり、里親家庭のためのものではないということを十分に確認しておくことが必要とされます。

(3) 里親制度の概要

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

里親とは、実親家庭で養育できない子どもを養育することを希望する人であって、都道府県知事が適当と認めた人をいいます。

里親を希望する人は、地域を管轄する児童相談所に里親の申込みをすることとなります。都道府県知事が国で定めた所定の基礎研修、認定前研修など修了され、要件を満たす者であって、規定する養育里親名簿に登録された人をいいます。児童相談所による調査や都道府県児童福祉審議会（北海道の場合は社会福祉審議会）の審議等により里親として適当として認められれば、都道府県知事が里親として認定し、登録されることとなります。

(4) 里親の種類

里親は、法に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

里親制度と養子縁組制度

里親制度と養子縁組制度とが混同されている場合がありますが、他人の子を預かって、いわゆる社会的親として養育する里親と、他人の子を養子縁組して養子として育てる養親とは違います。

里親制度は児童福祉法に規定されている制度であるに対して、養子縁組制度は、児童福祉施策の中の一つであり、家庭の養育に欠けるこどもを愛情と理解のある家庭の中で養育する有意義な制度です。

① 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。[法第6条の3第2項]

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

② 専門里親

省令で定める要件に該当する養育里親であって、次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。[省令第1条の36]

1. 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
2. 非行等の問題を有する児童
3. 身体障害、知的障害又は精神障害のある児童

③ 養子縁組里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童

④ 親族里親

要保護児童の養育義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者いう。以下同じ）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。[法第6条の3第1項、省令第1条の33第2項第2号]

(5) 里親委託の役割

里親家庭に委託することにより、

- (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる。
- (b) 里親家庭においては、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。
- (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討することと

しています。

(6) 里親が行う養育に関する最低基準

- ① 里親に委託された子ども（以下「委託児童」とする。）の養育の最善の利益を図るには、里親が行う養育の内容を向上させることが不可欠となります。しかし、養育内容の向上といっても抽象的で分かりにくく、人によって評価の仕方も変わってくるかもしれません。里親自身は一生懸命に努めているつもりでも、その養育の在り方では子どもの利益を十分に保障できないという場合もあるわけです。このような問題をなくすには、最低限これだけは里親として守らなければならないという客観的で具体的な基準が必要となります。
- このために、児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣が「里親が行う養育に関する最低基準」（厚生労働省令）を制定し、平成16年10月1日から施行されています。
- 最低基準は、文字どおり守るべき最低限の基準ですので、里親としては、これを超えて養育の内容を向上させる努力が大切です。

② 最低基準の内容

最低基準の内容のあらましは次のとおりです。

1. 最低基準と里親（最低基準第3条）

里親は、最低基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならないこと。

2. 里親が行う養育に関する一般原則（最低基準第4条）